

# 新温泉町農業委員会会議録

令和6年第2回

令和6年2月26日

新温泉町農業委員会

令和6年2月26日（月）第2回新温泉町農業委員会総会をサンシーホール浜坂に会長が招集した。

会議に出席した委員

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 代理 田中 充  | 1番 宮脇恵美子 | 2番 池成 昇  | 3番 田村 永之 |
| 4番 谷口 宏介 | 5番 中村 邦男 | 6番 寺谷 展久 | 7番 山根 一洋 |
| 8番 岸根 利幸 | 9番 橋本 哲次 |          |          |

会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田 俊之 谷口 博文 平田 慶治 中野 秀男 坂本 隆子

会議に出席しなかった委員

なし

議事・説明に関係した職員

農業委員会事務局 局長 原 憲一 係長 川崎 晴人

令和6年第2回新温泉町農業委員会総会

日 時 令和6年2月26日(月)

9:24~10:41

場 所 サンシーホール浜坂 2階研修室

○小谷議長 皆さん、改めまして、おはようございます。皆さんおそろいですので、令和6年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず、この冬は一時大雪の心配もされましたけども、積雪としては少なく、日ごとに暖かく感じられるようにはなりましたが、温暖差は厳しい状態が続いています。2月初旬は17度前後と3月下旬並みの暖かさと思えば、ここ数日は真冬並みの寒さと寒暖差が厳しい日にちが続いています。3月に入れば、また寒の心配もされます、体調管理が難しい状態となってきますが、それぞれ気をつけていただきたいと思います。

地域計画の関係ですが、集落への説明会への参加、令和5年は6集落と少ない数値で、物すごく心配されましたが、皆さんのおかげで、6年に入り1月、2月のみで約10集落への参加と、ありがとうございました。

今後は地域の農家が主体的となり、現状地図の埋め込みであり、農振地域を中心に利用される土地、地域とそれから保全を進める地域の検討がなされるようになっていきます。それとともに、まだ集積等についても検討がされるような状況になります。

今後とも、皆さんのほうには、ちょこちょこ出席していただくことになりますけども、よろしくお願いします。

座らせていただきます。

今期は、権利移動案件2件、意見決定案件2件の御審議をお願いするものであります。適切妥当なる御決定を賜りますようお願いをします。

本日の欠席等はありません。したがって、本日の出席委員は11名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

続きまして、日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員は、会議規則第17条に従い、4番、谷口委員、8番、岸根委員を指名いたします。

続きまして、日程第3、議案審議に入ります。

3ページ、議案第3号、非農地証明願承認についてを議題とします。

事務局の朗読を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。

それでは、議案の3ページをお願いいたします。議案第3号、非農地証明願が、次のとおり提出されたので、認否の意見を求めます。

申請番号1、【議案内容説明】

続きまして、申請番号2、【議案内容説明】

○小谷議長 朗読説明を終わります。

本案は現地確認を実施しておりますので、現地確認委員の報告を求めます。

8番、岸根委員。

○岸根委員 8番、岸根です。申請番号1番です。まず福富のところですが、調査日は2月22日です。調査員は谷口委員さん、それから事務局の川崎さん、それから私です。立会者として、代理人、それから宮脇委員さん、それから澤田推進委員さんです。調査時間は13時10分から13時20分頃までです。

審議資料1から4ページまでです。現地への状況ですけども、現地へは、ちょっと道がのり面工事のため通行止めになっておりまして、申請地の対岸より確認をさせていただきました。申請地は4ページの写真にありますように竹やぶになっているところだそうです。現在、町内の工務店が管理されているということなんですけども、将来的には売却予定もあるというふうなことです。近くには、耕作農地等ありませんので、特に問題はないと思いますが、近くに田んぼに通じる水路があるそうです。それについては、何も影響がな

いということなので、特に問題ないというふうに思います。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたらお願いします。

澤田推進委員。

○澤田推進委員 おはようございます。澤田です。岸根委員の御説明のとおりです。以上です。

○小谷議長 ありがとうございます。当日、同席された宮脇委員、もし補足がありましたらお願いします。

○宮脇委員 1番、宮脇です。報告どおりで、ありません。

○小谷議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、番号2について説明をお願いします。

8番、岸根委員。

○岸根委員 申請番号2番のことです。井土の農地なんですが、調査日時は、同じく2月22日、それから調査員は谷口委員、事務局の川崎さん、それから私です。時間のほうは13時30分から13時45分頃までです。立会人としましては代理人、それから地元地区から3名、それから中野推進委員さんです。

審議資料のほうは5ページから23ページにかけてです。現地なんですが、ちょっと山の中で、そこへの通路もないということなので、井土の浄化センター付近で説明を受けて確認をさせていただきました。資料の写真のとおり山林の状態で、植林後一切耕作されていないということで、今後は保安林として管理されるということなので、その地区は地元地区の財産区というんでしょうか、になっておりまして、その関係で保安林にするということで、目下、県のほうが事業をされるということなので、農地になっているということなので、これを変更して山林原野に変更をするということのようです。写真のとおり周りのほうにも耕作地がありませんので、特に問題はないというふうに思います。以上です。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたらお願いします。

中野推進委員。

○中野推進委員 中野でございます。今のお話に特に付け加えることはございません。

○小谷議長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

番号1について、福富の案件です。

質疑ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので質疑を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、番号2について。

どうぞ、中野委員。

○中野推進委員 中野でございます。一般的な質問なんですけども、保安林は、保安林の申請というのは特別な手続というか条件があるんですかね。といいますのは、ある集落も以前に保安林指定を受けたらということで、そんな話があって、申請したんだけど難しかったということのようでした。この立会いのときも確認しましたら、県の担当者はそんなに難しくなかったようないきさつだったんですけど。何か行政的にもいろいろな規制があったり、結局、分収造林にして、保安林指定を受けたんですけども、何か特に、我々が知っておくみたいなのがあるようでしたらと思いましてお尋ねします。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） はい、分かる範囲でのお答えになりますけども、今回、保安林指定の手続でということなんですけども、台帳地目が畑という中で、現況地目がもう山林化しているという状況で、保安林指定に当たって、現況地目、現況の状況を確認する必要があるということで、このような手続をされたというふうに認識しております。

○小谷議長 中野委員、よろしいですか。

○中野推進委員 当時のある集落の話ですと、いわゆる、言葉は悪いんですけど、課税逃れみたいなね、課税逃れみたいなことにつながるから、ちょっと難しいなみたいなお話があったというようなことだったんですけども、そういう観点からは、これはある地区の例みたいなこととも違って来るんですかね。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 課税逃れという表現が適切かどうかあれなんですけど、保安林に指定されますと、固定資産税が免除されますので、そういったこともあり、先ほどの森林組合の関係かと思えますけど。

○中野推進委員 森林組合、解散してからです。

○事務局（原事務局長） どうしても、その所有される方が固定資産税が大変なんでしょうという、多分御相談もあつてのことかなというふうには想像しているんですが。手続したら、保安林指定になれば固定資産税は免除になるというようになります。

○小谷議長 中野委員、よろしいですか。

○中野推進委員 特に町のほうから、これは駄目ですよとか、そういう規制があったということではない。

○事務局（原事務局長） はい。

○中野推進委員 いいですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 特に町のほうが直接事務に関わる業務ではございません。保安林指定に関しては直接は関わりませんので、県の農林事務所のほうで手続をされております。その中で、特に条件が合えば、保安林指定のほうは手続されると思っておりますので、地上権だったりとか、特別なそういった権利が設定されていて、そういった要件がクリアできない場合は手続が進まない場合もあるかと思えますけれども、そういった条件をクリアすれば、指定のほうはできるというふうに認識しております。

○中野推進委員 特にあれなんですけども、たくさんの方が、いわゆる山林を持て余しているというのは実態としてあるわけでありまして、そんなふうな話を積極的なことはないんでしょうけど、できますよというような助言になるのか、話になるのかみたいなこともいいのかどうかと思ったりしますもんですから、ちょっとお尋ねしました。以上です、結構です。

○小谷議長 もう、回答よろしいですね。

○中野推進委員 はい、結構です。

○小谷議長 ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、4ページ、議案第4号、農地法第3条の規定による農地等の権利移動許可申請承認についてを議題とします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。それでは、議案の4ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第3条の規定による農地等の権利移動許可申請が次のとおり提出されたので、許否の意見を求めます。

申請番号1、【議案内容説明】

続きまして、申請番号2、【議案内容説明】

○小谷議長 朗読説明を終わります。

本案は現地確認を実施しておりますので、現地確認委員の報告を求めます。

番号1番について、8番、岸根委員、お願いします。

○岸根委員 申請番号1番です。調査日時は2月22日で時間のほうは、13時55分頃から14時5分頃までです。調査委員は、谷口委員、それから事務局の川崎さん、それから私、岸根です。立会人としまして、譲受人の母親、それから中野推進委員さんです。

審議資料のほうは、24ページから26ページまでです。申請地なんですが、譲受人の住宅の横のところにありまして、譲渡人はこちらのほうには住んでおられないということです。近年は譲受人が管理している状況で、現在もきちんと耕作されております。周りも同じく畑等がありまして、特に問題はないというふうに思います。以上です。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたらお願いします。

中野委員。

○中野推進委員 中野です。特にございません。

○小谷議長 続きまして、番号2について、8番、岸根委員。

○岸根委員 8番。岸根です。申請番号2番です。調査日時ですが、2月22日の14時20分から14時30分頃までです。調査委員は谷口委員、それから事務局の川崎さん、それから私、岸根です。立会人として、譲受人です。

審議資料のほうは、27ページから29ページまでです。まず現地ですが、譲渡人は、現在、地元には住んでおられませんし、住宅も既に撤去して更地になっているというような状況のようです。譲受人は3年ほど前から現地を受けて耕作をされているということで、既に作物を栽培されておりまして、先ほどと同じですけども、現地のほうも畑がありまして、そちらのほうで特に影響はないというふうに思います。以上です。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

坂本推進委員、もし補足的なものがありましたらお願いします。

○坂本推進委員 特にございません。

○小谷議長 それでは、これより質疑に入ります。

番号1について、質疑はありませんか。

○橋本委員 すみません、1点だけお願いします。

○小谷議長 はい、どうぞ。

○橋本委員 9番、橋本です。1番、2番とも、ちょっとわし聞き漏らしたかもしれませんが、贈与に至った関係というのは、原因というか、例えば、身分関係があるとか、贈与に至るところをもうちょっと教えていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○小谷議長 岸根委員。

○岸根委員 私の聞いている範囲で報告させていただきます。

まず1番ですけども、何年か前までは、譲渡人が耕作されていたということなんですけども、近くに譲受人がおられるというような状況から、そちらのほうを耕作してもらえんかというふうな依頼を受けていたというふう聞いております。

それから、申請番号2番ですが、近くに畑栽培をできるような土地を捜していたというふうなこともありまして、たまたま譲渡人が耕作をされてないというふうな土地があるということで、そこをお借りして栽培されたということで、今回、贈与になったというふう聞いております。以上です。

○小谷議長 橋本委員、よろしいですね。

○橋本委員 特に縁故関係がないですね、親子関係も。同じ名字だから、それでちょっと聞いたんですよ。

○中野推進委員 ちょっと、よろしいですか。

○小谷議長 はい、どうぞ。

○中野推進委員 今の譲受人との関係ですけど、御説明ですと、今ここにおられない方のようでして、今の譲受人がお作りになるまでは、別の方が作っておられて、その方が高齢になってよう作りませんということで、譲受人に話が来たんです。親戚関係は特にはないようですけど、小さい村ですから、昔の親戚だと思いますというのはおっしゃっていました。そんな状況だと思います。

○小谷議長 よろしいですか。

○橋本委員 結構です。

○小谷議長 ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので質疑を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、番号2について質疑はありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので質疑を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、その他に入ります。

その他については、休憩中に行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

○小谷議長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

これで本日の日程は全て終了しましたので、令和6年第2回の会議を閉会といたします。

次回は3月の7日、木曜日、ちょっと日にちがちっと変わっていますので十分注意していただきたいと思います。次回は3月7日ということでよろしくお願いします。

本日は御苦労さまでした。